

2023年9月22日

各位

会社名 全保連株式会社

代表者名 代表取締役社長執行役員 迫 幸治

(コード番号:5845 東証スタンダード市場)

問合せ先 経営企画部 部長 小林 寛之

(TEL:050-3124-6500)

募集株式発行並びに株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

2023年9月22日開催の当社取締役会において、当社普通株式の東京証券取引所スタンダード市場への上場に伴う募集株式発行並びに株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 公募による募集株式発行の件

- | | |
|--------------------------|---|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 2,549,200株
(募集株式数については、2023年10月6日開催予定の取締役会において変更される可能性がある。) |
| (2) 募集株式の払込金額 | 未定(2023年10月6日開催予定の取締役会で決定)
ただし、引受価額(引受人より当社に支払われる金額)が募集株式の払込金額を下回る場合は、本募集株式発行を中止するものとする。 |
| (3) 払込期日 | 2023年10月24日(火) |
| (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 | 増加する資本金の額は、2023年10月17日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (5) 募集方法 | 発行価格による一般募集とし、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、SMB C日興証券株式会社、大和証券株式会社、 |

ご注意： この文書は記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出し届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。なお、「新株式発行並びに株式売出し届出目論見書」(並びに訂正事項分)は引受証券会社より入手することができます。

また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

株式会社SBI証券、楽天証券株式会社、松井証券株式会社を引受人として、全株式を買取引受けさせる。

- (6) 発行価格 未定(募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2023年10月17日に決定する。)
- (7) 申込期間 2023年10月18日(水)から
2023年10月23日(月)まで
- (8) 申込株数単位 100株
- (9) 株式受渡期日 2023年10月25日(水)
- (10) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして、発行価格と引受価額との差額の総額を引受人の手取金とする。引受価額は、発行価格と同時に決定する。
- (11) 払込取扱場所 株式会社三菱UFJ銀行 新宿新都心支店
- (12) 前記各項を除くほか、本募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。
- (13) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、下記2.の引受人の買取引受による売出しが中止となる場合には、本募集株式発行も中止する。

2. 株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数
- ①引受人の買取引受による売出し分
当社普通株式 3,406,800株
- ②オーバーアロットメントによる売出し分
当社普通株式 上限893,400株
- (2) 売出人及び売出株式数
- ①引受人の買取引受による売出し分
東京都港区虎ノ門三丁目22番10-201号
インベストメントZ1号投資事業有限責任組合
2,164,300株
- 東京都千代田区五番町2番地7
AZ-Star3号投資事業有限責任組合
1,115,700株

ご注意： この文書は記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。なお、「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)は引受証券会社より入手することができます。

また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

東京都千代田区丸の内二丁目2番1号
FP 公開支援 5号投資事業有限責任組合

118,100 株

東京都千代田区丸の内二丁目2番1号
フレンドリー・パートナーズ株式会社

8,700 株

②オーバーアロットメントによる売出し分

東京都千代田区大手町一丁目9番2号
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社

上限 893,400 株

(3) 売 出 方 法

①引受人の買取引受による売出し分

売出価格による一般向けの売出しとし、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、SMBC日興証券株式会社、大和証券株式会社、株式会社SBI証券、楽天証券株式会社、松井証券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取引受けさせる。なお、本売出しに係る売出株式のうちの一部が、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、SMBC日興証券株式会社の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売されることがある。

②オーバーアロットメントによる売出し分

上記1.における公募による募集株式発行及び本議案における引受人の買取引受による売出しに関連して、かかる募集及び当該売出しの需要状況を勘案の上、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が、当社株主から借受ける当社普通株式を追加的に売出すものとする。なお、オーバーアロットメントによる売出しは、需要状況により一部又は全部につき行わない場合がある。

(4) 売 出 価 格

未 定 (2023年10月17日に決定される予定)

なお、上記1. の公募による募集株式発行の発行価格と同一とする。

(5) 申 込 期 間

上記1.における公募による募集株式発行の申込期間と同一とする。

(6) 申 込 株 数 単 位

上記1.における公募による募集株式発行の申込株数単位と同一とする。

(7) 株 式 受 渡 期 日

上記1.における公募による募集株式発行の株式受渡期日と同一とする。

ご注意： この文書は記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。なお、「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）は引受証券会社より入手することができます。

また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

- (8) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして、売出価格と引受価額(引受人より売出人に支払われる金額)との差額の総額を引受人の手取金とする。なお、引受価額は、上記1.における公募による募集株式発行の引受価額と同一とする。
- (9) 前記各項を除くほか、本株式売出しに関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。
- (10) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1.における公募による募集株式発行が中止された場合には、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しのいずれも中止される。

ご注意： この文書は記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いします。なお、「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)は引受証券会社より入手することができます。

また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

[ご参考]

1. 公募による募集株式発行並びに株式売出しの概要

(1) 募集株式及び売出株式の種類及び数

募集株式の種類及び数	当社普通株式	2,549,200株
売出株式の種類及び数	①引受人の買取引受による売出し	
	当社普通株式	3,406,800株
	②オーバーアロットメントによる売出し(※)	
	当社普通株式	上限893,400株

(2) 需要の申告期間

2023年10月10日(火)から
2023年10月16日(月)まで

(3) 価格決定日

2023年10月17日(火)

(発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況、上場日までの価格変更リスク等を勘案した上で決定する。)

(4) 申込期間

2023年10月18日(水)から
2023年10月23日(月)まで

(5) 払込期日

2023年10月24日(火)

(6) 株式受渡期日

2023年10月25日(水)

(注) 上記(1)に記載の引受人の買取引受による売出しに係る売出株式のうちの一部が、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、SMB C日興証券株式会社の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売されることがある。

(※)オーバーアロットメントによる売出しについて

上記のオーバーアロットメントによる売出しは、本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少又は中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が当社株主であるAZ-Star3号投資事業有限責任組合、FP公開支援5号投資事業有限責任組合、フレンドリー・パートナーズ株式会社(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。

これに関連して、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限として、貸株人が所有する当社普通株式を追加的に取得する権利(以下、「グリーンシューオプション」という。)を、2023年11月22日行使期限として当社株主から付与される予定であります。

また、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、上場(売買開始)日から2023年11月22日までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、SMB C日興証券株式会社と協議の上、東京証券取引所において、オーバーアロット

ご注意： この文書は記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いします。なお、「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)は引受証券会社より入手することができます。

また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

メントによる売出しに係る株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。なお、シンジケートカバー取引期間においても、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、SMB C日興証券株式会社と協議の上、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

シンジケートカバー取引により買い付けられ返却に充当される当社普通株式の株式数が、貸株人から借入れる当社普通株式の株式数に満たない場合、不足する株式数について、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社がグリーンシュエーションを行使することにより、貸株人への返却に代えることとします。

2. 今回の募集株式発行による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	20,448,800株
公募増資による増加株式数	2,549,200株
公募増資後の発行済株式総数	22,998,000株

3. 調達資金の使途

今回の公募による募集株式発行により調達する手取概算額1,680百万円については、システム投資（ソフトウェア（資産計上されず費用処理される可能性のある部分を含む））に充当する予定であります（2024年3月期1,401百万円、2025年3月期279百万円）。今回の調達を当社基幹システムと協定会社利用システムとのAPI連携のためのシステム投資（ソフトウェア）として、有効に活用していく方針であります。これによって申込を電子化し、審査・契約手続きをシンプルかつスピーディーに進めることで、貸借人・貸貸人・協定会社の利便性向上及び当社業務効率化を図ってまいります。なお、具体的な資金需要が発生し、支払時期が決定するまでは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針です。

（注）手取概算額は有価証券届出書提出時における想定発行価格730円を基礎として算出した見込額であります。

4. 株主への利益配分

（1）利益配分の基本方針

当社は、将来の事業展開と経営体質強化のために、必要な内部留保を確保しつつ、利益の状況を勘案しながら安定した配当を継続していくことを基本方針としております。

（2）内部留保資金の使途

内部留保資金については、当社基幹システムと協定会社利用システムとのAPI連携のためのシステム投資（ソフトウェア）として、有効に活用していく方針であります。

（3）今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

上場後の余剰資金の配当につきましては、配当性向30%程度を目安として、第23期事業年度においては、普通株式に対して期末1回の配当を実施する予定であります。

また、当社は、剰余金の配当等を法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる旨を定款に定めております。

ご注意： この文書は記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。なお、「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）は引受証券会社より入手することができます。

また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

(4) 過去3決算期間の配当状況

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2022年12月22日 取締役会決議	22	4

(注) 優先株式に対する中間配当であり、普通株式に対する配当は行っておりません。なお、当社は2023年3月29日付で、全ての優先株式を自己株式として取得しております。また、取得した優先株式について、会社法第178条に基づき、同日付でその全てを消却しております。

5. ロックアップについて

本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人であるAZ-Star3号投資事業有限責任組合、FP公開支援5号投資事業有限責任組合、フレンドリー・パートナーズ株式会社、売出人であるインベストメントZ1号投資事業有限責任組合、当社株主である投資事業有限責任組合センチリュオ、株式会社沖縄海邦銀行、三菱UFJファクター株式会社、株式会社琉球銀行、全保連社員持株会、株式会社りゅうせき、兆株式会社、株式会社JGコーポレーション、レインボーマネジメント株式会社、損害保険ジャパン株式会社、奄美沖縄投資事業有限責任組合、株式会社りゅうにちホールディングス、エムエスティ保険サービス株式会社、株式会社マールベリー・ホールディングス、株式会社ウイズコア、株式会社AGSコンサルティング、株式会社ブルーブックス、当社の株主であり当社の新株予約権を保有する迫幸治及び当社の新株予約権を保有する茨木英彦、MCo6号投資事業組合及び藤本竜也は、共同主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の2024年4月21日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと及びグリーンシューオプションが行使されたことに基づいて当社普通株式を売却すること等は除く。）等を行わない旨合意しております。

また、当社は共同主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割、ストック・オプションとしての新株予約権の発行及びグリーンシューオプション等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、共同主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。

6. 当社指定販売先への売付け（親引け）について

当社は、引受人の買取引受による売出しにおいて、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、当社従業員への福利厚生等を目的として当社社員持株会に対し、売出株式のうち75百万円を上限として売付けることを引受人に要請する予定であります。

なお、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」第2条第2項に基づき、当社が指定する販売先への売付け（親引け）として、当社は親引け予定先の状況等

ご注意： この文書は記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。なお、「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）は引受証券会社より入手することができます。

また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

につき公表し、共同主幹事会社は親引け予定先から売付ける株式数を対象として継続所有に関する確約を書面により取り付けます。

7. 配分の基本方針

販売にあたりましては、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行なわれることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行なう方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注) 上記「4. 株主への利益配分」における今後の利益配分に係る部分は、一定の配当等を約束するものではなく、予想に基づくものであります。

以 上

ご注意： この文書は記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。なお、「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)は引受証券会社より入手することができます。

また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。